

平成17年度金融庁所管公益法人に対する立入検査の実施状況について

平成18年6月
金融庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管公益法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成17年度における金融庁所管公益法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
134 法人	60 法人	50 法人

(注) 法人数は、財務省財務局（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）所管の公益法人（金融庁所掌事務に関連する事項を事業の目的とするもの）を含む。また、所管公益法人数には、既に解散した1法人を含む。

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳（重複あり）

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
50 法人	41 法人	13 法人	38 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置]

(法人運営面)

- ・事務処理等の内部規程の整備が不十分である。（←適正に内部規程を整備するよう指導。）
- ・監事による監査が実効性のあるものになっていない。（←実効性のある監査を実施するよう指導。）

(事業実施面)

- ・公益事業の規模が総支出額の2分の1を下回っている。
（←公益法人の設立許可及び指導監督基準に適合するよう指導。）

(財務・会計面)

- ・内部留保の水準が高い。（←公益法人の設立許可及び指導監督基準に適合するよう指導。）
- ・計算書類の「注記」が行われていない。（←「注記」を記載するよう指導。）

(3) 立入検査の実施状況（平成15年度～平成17年度）

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率（%） （実施法人数／所管法人数 ×100）
134 法人	134 法人	100.0

<問い合わせ先>

金融庁総務企画局政策課調整係
電話 03-3506-6000
内線 3148、3146